

明治大学校友会 西東京市地域支部 会則改正（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、明治大学校友会西東京市地域支部とし、愛称を西東京紫紺会とする。

（地位）

第2条 本会は、明治大学校友会会則に規定する地域支部で、東京都北部支部（以下「北部支部」という。）に所属する。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦、交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

（事業）

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 本会振興のために必要な事業
- （2） 地域社会に対するPRと貢献
- （3） 会員名簿の整備、会報等の発行
- （4） 明治大学校友会本部の実施する事業並びに北部支部の活動への参加
- （5） その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

（構成員）

第6条 本会の会員は、明治大学（大学院、短期大学を含む）を卒業した者（以下「校友」という。）で西東京市内に居住する者とする。

2 前項に規定する会員が市外に転居した場合に、本人が本会会員の継続を希望し、役員会の承認が得られたときは会員と認める。

3 西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等が在る者を本会の特別会員とすることができる。

4 西東京市居住の在学生を本会の準会員として、本会の活動に参加させることができる。

第3章 役員等

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| （1） | 支部長 | 1名 |
| （2） | 副支部長 | 若干名 |
| （3） | 幹事長 | 1名 |
| （4） | 会計 | 2名 |
| （5） | 監査委員 | 2名 |
| （6） | 副幹事長 | 若干名 |

(7) 幹事 若干名

(選任)

第8条 支部長、副支部長、幹事長、会計、監査委員は、会員のうちから会員総会（以下「総会」という）で選任することとし、その候補者は、立候補又は支部長、副支部長及び支部長指名の役員で構成する役員候補者推薦委員会が推薦する者とする。

2 副幹事長、幹事は、支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 支部長、幹事長及び会計は、通算して2期を超えて在任することはできない。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4 欠員補充のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、支部長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について支部長の諮問に応える。

4 任期については、役員任期に準ずる。

(役員職務)

第11条 支部長は、本会会務を総理し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行し、欠員の時はその職務を行う。

3 会計は、会費等の収納及び財務に関する事項を行う。

4 監査委員は、本会の会計、財務状況並びに会務執行状況を監査する。

5 幹事長及び副幹事長は、支部長の指示に従い本会運営にあたる。

6 幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

第4章 会議

(総会)

第12条 本会は、毎年1回定時総会を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。但し、必要ある場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 支部長は、総会開催日より2週間前までに、付議事項を記載した文書により、会員及び特別会員に総会の開催を通知するものとする。

3 総会は、支部長が招集し、議長となる。

4 総会の議事は、総会出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の事業運営に関する事項並びに総会への付議事項を協議する。

2 役員会は、支部長が招集し、議長となる。

3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員会)

第14条 本会は、必要に応じて、役員会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員は、支部長が委嘱する。

第5章 事業年度、会計等

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

第16条 会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。

2 事業年度の途中に入会した会員の会費は、役員会の議を経て決定した額を納入するものとする。

3 退会した会員の既納の会費は、返還しない。

(経費)

第17条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算、決算)

第18条 支部長は、翌年度の事業計画及び予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会計は、決算を調製し、4月末日までに支部長に提出しなければならない。

3 監査委員は、監査報告書を作成し、総会までに支部長に提出しなければならない。

4 支部長は、決算及び監査報告書を総会の審査に付し、承認を得なければならない。

5 支部長は、総会の結果について、総会終了後直ちに北部支部支部長に報告するものとする。

第6章 その他

(賞罰)

第19条 支部長は、本会のために特に功労のあった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 支部長は、総会出席者の3分の2以上の同意により、本会の名誉を著しく汚す行為のあった者の会員資格を停止することができる。

(変更の届出)

第20条 会員は、住所、氏名等を変更した時は、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(会則の変更)

第21条 本会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意により決し、北部支部支部長に報告するものとする。

(解散)

第22条 本会は、当該会員総数の3分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意により解散する。

2 前項による解散が完了した時は、支部長は解散に関する総会の議事録を添えて北部支部支部長に届けるものとする。

(規定の解釈)

第23条 この会則に定めない事項については、役員会で協議し支部長が決定する。

附 則

この会則は、2005年7月25日より施行する。

附 則

この会則は、2019年5月25日より施行する。